

左の決議をした。

- 一、八月十七日夜、報共益社樓上に於て銚江支部の爭議對策を構すべく緊急組合總會を開催す出席者六十餘名定刻の七時半藤岡常務議長席に着き開會、銚江支部幹事長堤君より爭議の經過報告あり
- 二、三寶間の後、滿場一致を以て應援を決議し、具體的方法として左の件を可決
- 一、爭議の發端、要求條項、本組合應援の理由、爭議團激勸、全大阪労働者の奮起を促す等を明記したる機文二萬枚を印刷散布する事
- 二、十九日夜、今福成座に於て本組合主催にて爭議批判演說會を開催する事
- 三、本部基金中より金百圓を應援費として支出する事
- 四、時機を見て一大示威運動を行ふ事
- 五、各支部より闘士を送る事

もし九時半散會したるが、出席代議員中十數名は直ちに應援すべく爭議團に急行した。

六日間の工場閉鎖期間を終了したので十七日の午前六時から會社は開いた、爭議團では十六日の夜から放出今福の本工場も分工場も見張を嚴重にして潜かに入場せんとするものを極力阻止することに努めた。

一方會社も夜を徹してこれに對峙しいろいろな策を弄した。

『十七日より入場者には休業中の日給の全額を支給するが二十二日に至つても尚入場せざる者は

除名す』と指示し警察の應援を得て、理事履行のことに率うじて本工場四十五名分工場三十五名の入場職工を得た。

十八日も嚴重なる官憲の警戒裡に爭議團でも勢ひ屈せず益々猛烈に罷業破りの阻止に務めた結果入場者は前日同様であつた。

十八日に至り果敢解決の曙光が見えた。午後二時西尾藤岡の二君は會社の秋月佐々木兩課長を會見し、約三時間に亘りて懇談の末兩者の間に解決點を見出し、それより爭議團最高幹部に謀り三對七で最始は妥協案を決定したが再審議に入り三對七で最高幹部會を通過し十九日午前二時半會社に爭議團代表者との間に覺書交換した。

### 覺書

川北電氣製作所と川北職工一同との間に左の覺書を交換す。

- 一、請負制度を全廢す。
  - 一、從來給與せる獎勵金を廢し賃金一割七分を増給し尙ほ其上に全従業員の日給總額和の百分の三を以て日給の不均衡を矯正す從來請負制を施行せる所には生産額に應じて獎勵金を支給す但し生産額に所得との割合は従前のものと同じ。
- 附記 右は大正十一年九月二十一日より實施し夫れ迄は従前の賃金制度に依る。
- 一、殘業は原則として廢止す(九月六日より)但し不得已得時は午後七時三十分迄は其割合は三